

日田市一般廃棄物処理基本計画

2025 – 2034 年度

【概要版】

令和 7 年 12 月

日 田 市

計画の基本的事項

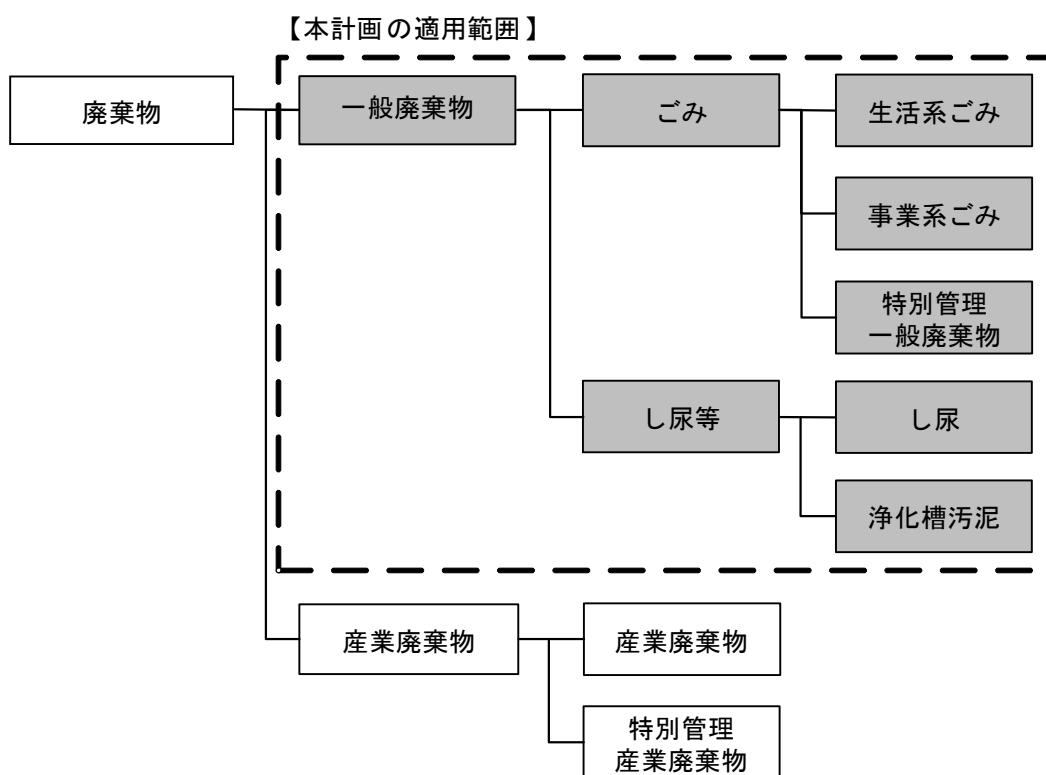
計画策定の趣旨

日田市（以下、「本市」という。）においては、平成 29 年 3 月に、令和 8 年度を計画目標年度とする「日田市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、各種施策を実施してきた。一方、本市では人口減少や高齢化等の進行に加え、令和 2 年度以降のコロナ禍による生活様式の変化に伴い、ごみの排出量に大きな変化が生じている。また、本市が所有するごみ処理施設は、竣工後 34 年が経過し老朽化が著しく、経済的かつ安定したごみ処理継続のためにも、ごみ処理体制の見直しが喫緊の課題となっている。

このような状況を受け、本計画は、本市における一般廃棄物処理の現状や課題、廃棄物をめぐる社会・経済情勢などを踏まえ、前回計画の見直しを行い、新たな計画を策定する。また、食品ロス削減の取組を総合的かつ計画的に進めるために、「食品ロス削減推進計画」を策定し、本計画に含めることで他計画と一体的に取り組むこととする。

計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、廃棄物のうち一般廃棄物である。（下図の灰色部分）



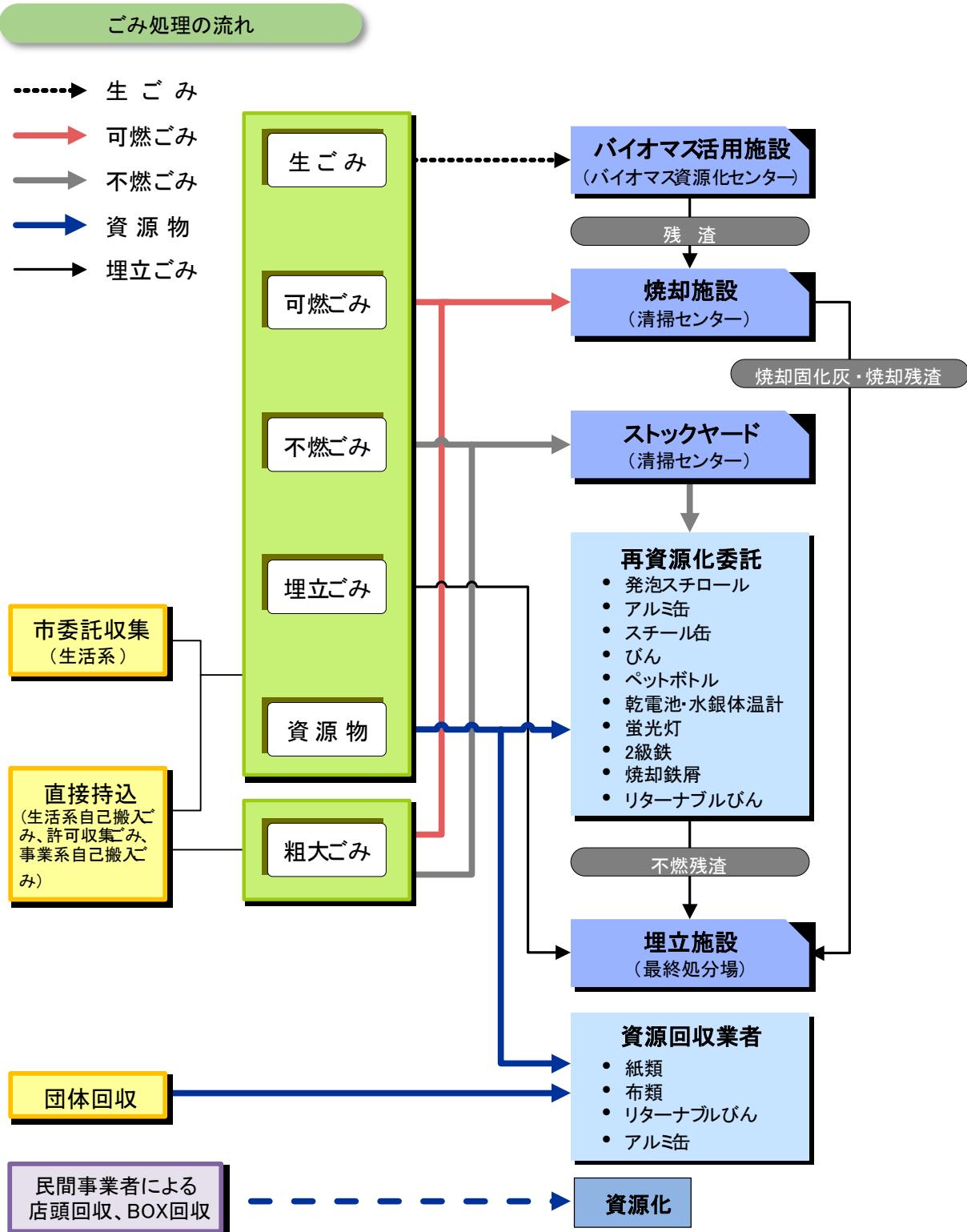
計画の目標年度

【中間目標年度】 令和 11(2029) 年度（計画策定から 5 年後）

【計画目標年度】 令和 16(2034) 年度（計画策定から 10 年後）

ごみ処理基本計画

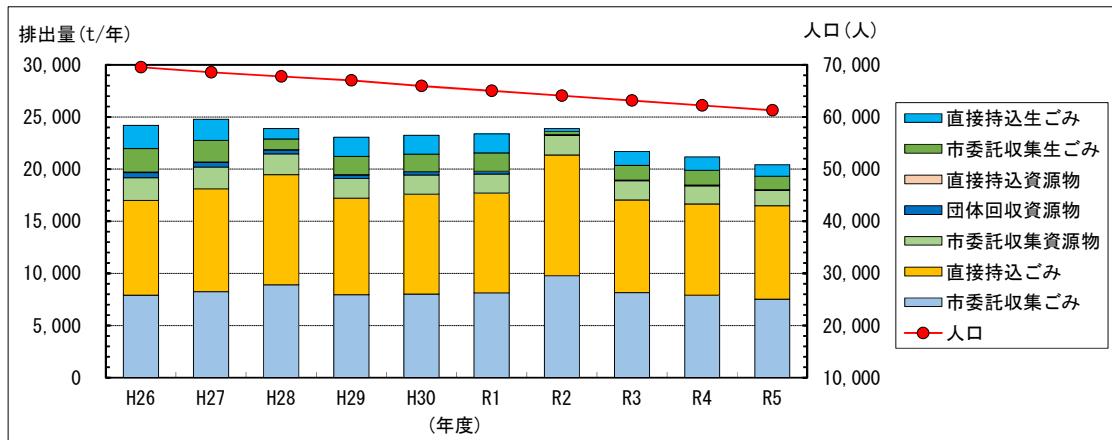
ごみ処理の現状



※ 粗大ごみについては直接搬入ごみとして受け入れた後、可燃ごみと不燃ごみに分別しそれぞれ適切に処理している。

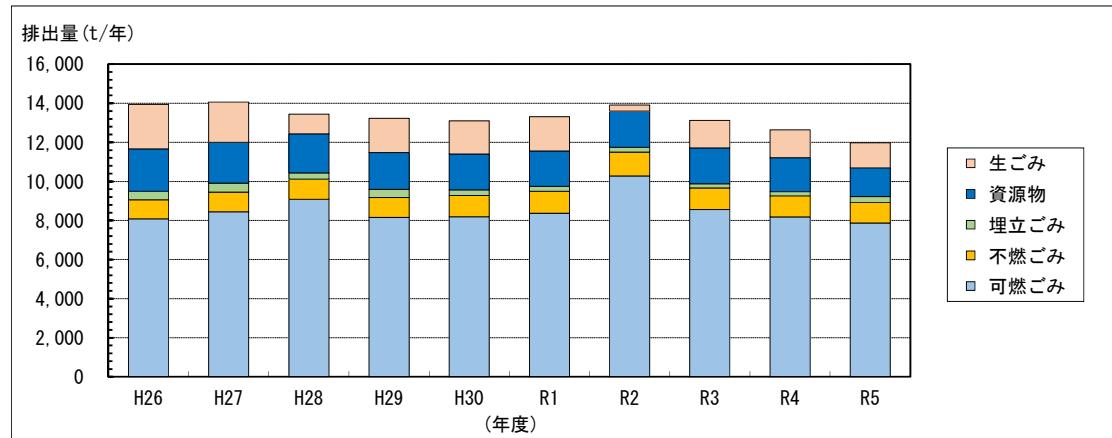
ごみ総排出量

ごみ総排出量は、令和 2 年度までは横這い傾向で推移していたが、以降はやや減少傾向で推移しており、令和 5 年度には 20,421t/年となっている。



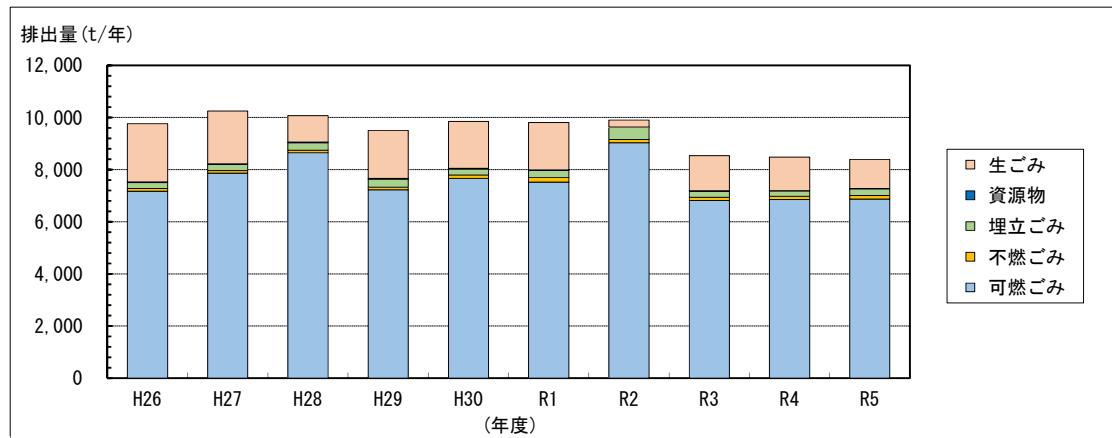
生活系ごみ排出量

生活系ごみ排出量は、令和 2 年度までは横這い傾向で推移していたが、令和 2 年度以降は減少傾向で推移しており、令和 5 年度には 11,974t/年となっている。



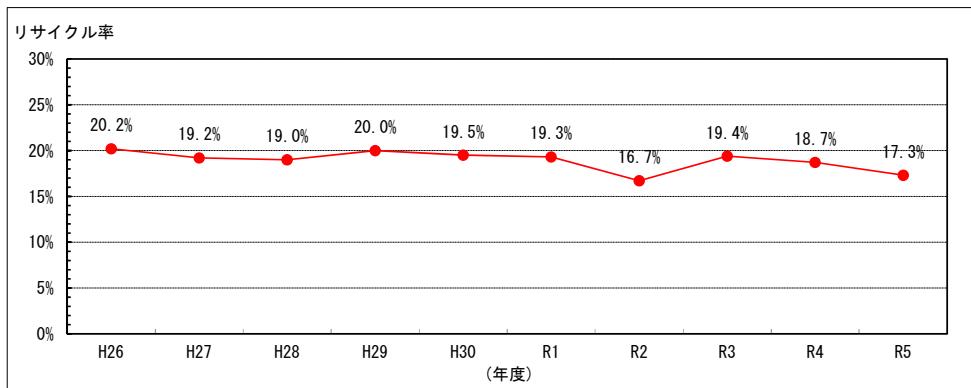
事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、令和 2 年度までは横這い傾向で推移していたが、以降はやや減少傾向で推移しており、令和 5 年度には 8,389t/年となっている。



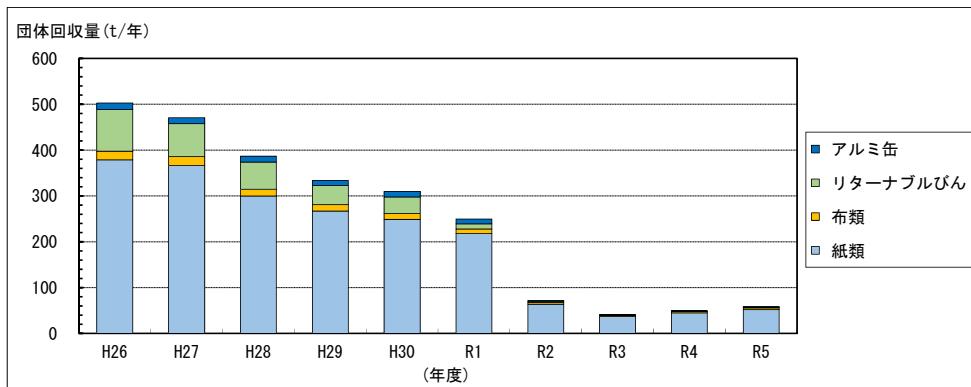
リサイクル率

リサイクル率は、令和3年度までは横這い傾向で推移していたが、令和4年度には減少し、令和5年度には17.3%となっている。



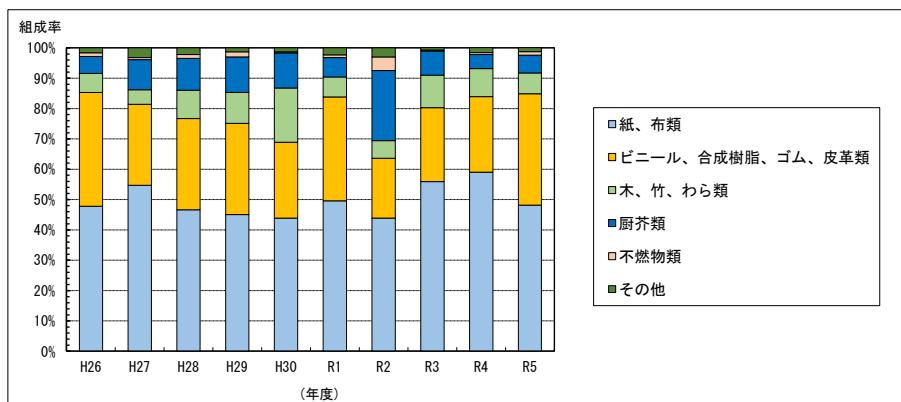
団体回収資源物量

団体回収資源物量は減少傾向で推移しており、特に令和2年度のコロナ禍以降は団体回収資源物量が大幅に減少し、令和5年度には59t/年となっている。



可燃ごみの組成

可燃ごみの組成率（重量比）は、「紙、布類」が最も多く、続いて「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」が多く、これらで全体の8割程度を占めている。また、本市では、生ごみの分別収集を行っているため、比較的厨芥類の割合が少ないことが特徴となっている。なお、令和2年度は、バイオマス資源化センターが機器の故障により生ごみの搬入を行わなかったため、他年度に比べ、厨芥類の割合が多くなっている。



ごみ処理の課題

課題 1 ごみ発生抑制

1人1日あたりのごみ排出量はやや減少傾向にあり、令和5年度実績で910.0g/人・日となっている。1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は468.1g/人・日と県内においては比較的少ない方であるが、事業系ごみの排出量が多いため、結果として、ごみ排出量及び1人1日あたりのごみ排出量が多くなっている。

課題 2 リサイクルの推進

リサイクル率は横這い傾向で推移しており、令和5年度実績で17.3%と、令和8年度における目標値（27%以上）の達成は困難と見込まれる。主な要因として、ペーパーレス化の進展による紙類（新聞紙等）の排出量の減少等に伴い、資源として排出される量が大きく減少していることが要因と考えられる。

課題 3 中間処理施設整備の推進

現在稼働中の日田市清掃センターについては、当施設は竣工から34年が経過しており、施設自体の老朽化により補修費が増加しており、施設更新の時期を迎えている。

また、バイオマス資源化センターについても、老朽化が著しく、点検整備費用の負担が増大しているほか、令和2年度に機器の故障に伴い生ごみの搬入が行えなくなるなど、安定的な稼働が困難な状況となっている。

最終処分場については、竣工から38年以上経過しており、現在の埋立量からすると、残余容量が今後10年程度となっており、新たな整備を推進する必要がある。

課題 4 ごみ処理経費の削減

1人当たりの年間ごみ処理経費等は、類似団体の平均を基準とした経費と比較すると、約45%も上回っている状況にあることから、ごみ処理経費を削減する必要がある。

ごみ減量等の目標数値

本計画では、計画目標年度（令和 16 年度）におけるごみ減量等の目標数値を以下のとおり設定する。減量化の目標としては、国的基本方針である「1人1日家庭系ごみ排出量」の目標値を基本に、生活系ごみ及び事業系ごみについて減量化を推進する。特に、大分県の中でも排出量が多い事業系ごみについては、今後も同水準で推移することが予想されるため、施策をより強化し、生活系ごみ以上の減量化を推進する。ただし、事業活動を継続させるためにも高い削減目標は設定せず、より現実的な目標設定とする。

リサイクル率については、バイオマス資源化センターでの生ごみ処理の見直しを行い、市民による生ごみの減量化・資源化を推進する。さらに、民間事業者との連携等による再資源化対策を推進することで、リサイクル率の向上を目指す。

目標 1 1人1日家庭系ごみ排出量を、440 g/人・日以下とする。
1人1日生活系ごみ排出量を、現状のまま推移した場合の2%削減する。

目標 2 事業系ごみ排出量を、現状のまま推移した場合の5%削減する。

目標 3 リサイクル率を20%以上にする。

※1 家庭系ごみとは、生活系ごみから資源物などを引いたごみのことである。

※2 生活系ごみとは、家庭などの人の生活に伴って排出されるごみのことである。

基本理念

本計画の基本理念は、「第3次日田市環境基本計画（令和6年3月改訂版）」において基本的方向性として掲げている「脱炭素・循環型のまち」を基本とし、循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するため、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、経済社会システムそのものを循環型に変えていく「サーキュラーエコノミー」へ移行することを目指す。

【本計画の基本理念】

- ① リデュース・リユース・リサイクルの3Rを基軸として、ごみの発生抑制を最優先にした、環境負荷の少ない脱炭素・循環型社会の構築
- ② 持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミーへの移行の推進

基本方針

ごみ処理に係る課題の解決及び目標達成の実現を図るため、以下のとおり基本方針を設定した。

基本方針 ① 発生抑制の推進

本市の1人1日あたりのごみ排出量は、大分県平均よりはやや少ないが全国平均と比較すると50g以上多くなっており、更なる発生抑制を図ることが重要である。とくに、1人1日あたりの事業系ごみは、大分県平均よりも多くなっていることからも、事業系ごみの発生抑制を強化する必要がある。

3Rのうち、再生利用（リサイクル）よりも優先順位が高い発生抑制（リデュース）及び再使用（リユース）を推進し、これまでの対策に加え、食品ロスの削減及びコンポストの普及に努め、ごみになる前の対策を推進することとする。

更なる発生抑制を推進するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）を推進することが重要であり、サーキュラーエコノミーへの移行に向けた対策を検討する。

基本方針 ② リサイクルの推進

本市の将来的な人口減少や高齢化、生活様式の変化に伴うごみ量の減少傾向等を踏まえ、今後は、コンポストの推進や民間事業者による資源ごみ回収・再資源化の連携等の対策を強化し、市の直接処理に限らない市内全体でのリサイクル率向上を図る。

基本方針 ③ 中間処理施設整備の推進

現在稼働中の日田市清掃センターについては、竣工から34年経過し、施設自体の老朽化により補修費が増加しており、新たな焼却施設の整備が急務となっている。また、令和8年11月末のFIT（固定価格買取制度）の終了に合わせて、バイオマス資源化センターで処理していた生ごみを可燃ごみと合わせて清掃センターで焼却処理する方針転換を行ったことから、現有施設での生ごみ処理を行なながら、新施設でのごみ量・ごみ質に応じた整備を進めていく。

基本方針 ④ 地域全体での協働（官民連携）の実現

基本理念に掲げたサーキュラーエコノミーを実現するためには、市民・事業者・行政が連携し、共通の意識を持った上で、それぞれの立場における役割と責任を果たすことが重要である。取組においては行政のみではなく、市民団体や事業者による取組も積極的に促進し、地域全体での協働を図るものとする。

基本方針 ⑤ ごみ処理経費の節減

令和8年11月末のFIT（固定価格買取制度）の終了に合わせて、バイオマス資源化センターを廃止することにより、中間処理施設の維持管理費を削減することに加え、その他のごみ処理経費も節減に努めていく。

目標達成に向けた取組

本市では、目標達成のため以下の取組を実施し、ごみの排出抑制及び資源化を推進する。

取 組	取組番号	施 策 内 容
排出抑制に係る主な取組	1	ごみに関する啓発活動・情報提供の充実
	2	リユースの促進
	3	事業系ごみの排出抑制の推進 【強化】
	4	食品ロス削減の推進 【新規】
	5	マイバッグ推進運動
	6	グリーン購入の推進
	7	子ども環境先進地視察の実施
資源化に係る主な取組	1	子ども環境先進地視察の実施
	2	地域での資源回収の推進
	3	小型家電の回収の推進
	4	事業者の再資源化活動の推進
	5	分別排出徹底の推進
	6	人にやさしいまちづくり事業
	7	生ごみの資源化の推進 【新規】
	8	廃プラスチック分別収集及び資源化事業
	9	雑がみ（その他の紙）の分別排出推進 【強化】
	10	布類の分別排出推進
	11	焼却残渣の資源化 【新規】

※ **【強化】**とは、これまでよりも強化して実施する取組を示す。

※ **【新規】**とは、本計画で新たに実施する取組を示す。

それ以外の項目は、これまでの取組を継続または拡充させていくものを示す。

排出抑制計画

■ 取組番号 3：事業系ごみの排出抑制の推進 **【強化】**

事業系ごみ量の削減を強化するため、事業所や運搬業者へのアンケート調査、搬入時の展開検査の強化等により事業系ごみの排出実態把握を行い、原因の把握と要因の分析を行う。また、市の直接指導や広報啓発活動を実施するとともに、ごみ処理手数料の改定についても検討する。

■ 取組番号 4：食品ロス削減の推進 **【新規】**

飲食店における食べ残し削減のための 30・10（さんまるいちまる）運動等、取組の普及啓発や、フードバンク活動・フードドライブ等の実施主体と連携し、未利用食品等の有効活用の推進を図る。

資源化計画

■ 取組番号 7：生ごみ資源化の推進【新規】

生ごみの焼却処理量の削減を図るために、家庭における生ごみ堆肥化容器普及の推進、事業所から排出される生ごみの資源化の推進等を行う。

■ 取組番号 9：雑がみ（その他の紙）の分別排出推進【強化】

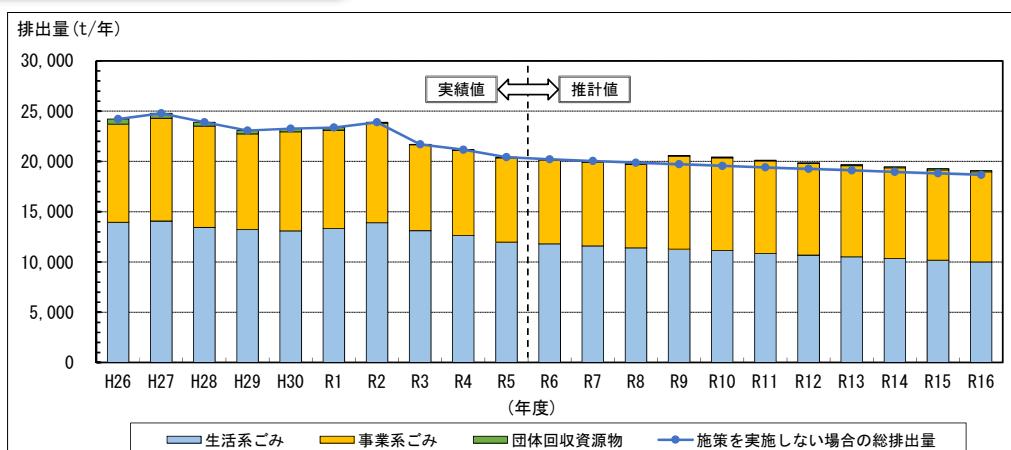
雑がみを紙袋等に入れて簡単に排出できることを記載した「家庭ごみの分け方・出し方」等により周知することで、家庭及び事業所における雑がみの発生抑制と分別排出を推進し、焼却処理量の削減とリサイクル率の向上を図る。

■ 取組番号 11：焼却残渣の資源化【新規】

清掃センターでの可燃ごみの焼却処理に伴い生じた焼却残渣をセメント原料化等により資源化を図ることで、最終処分量の低減を図る。

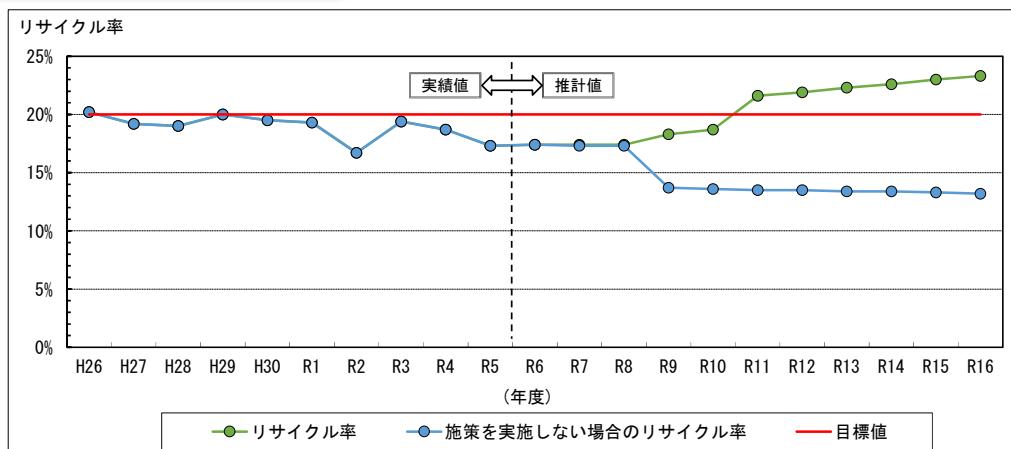
目標達成時のごみ排出量等

ごみ総排出量

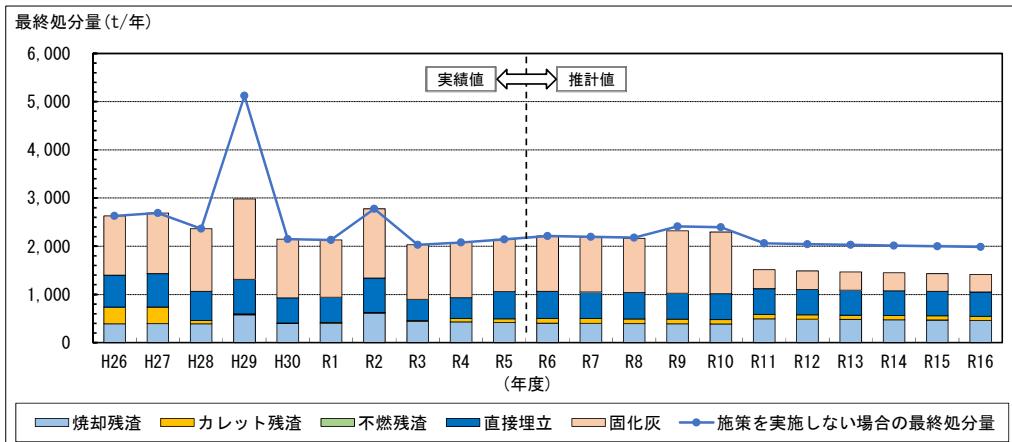


※ 令和9年度から多量排出事業者の紙類（資源物）1,000t/年を含む。

リサイクル率



最終処分量



※平成 29 年度の直接埋立には、災害ごみ (2,143t) を含む。

収集・運搬計画

計画収集区域は市内全域、収集運搬の実施主体は日田市とする。

将来的な分別区分等は、現状の分別区分にプラスチック製容器包装を加える。

区分	収集形態
家庭系ごみ	委託収集
事業系ごみ	許可収集
粗大ごみ	許可収集

分別	区分	収集対象	収集区域	収集形態	収集場所	収集頻度	指定容器
	可燃ごみ						
生ごみ	令和 9 年度～					2 回/週	燃やせるごみ 専用指定袋
	～令和 8 年度						透明または半透明袋
不燃ごみ	びん・ペットボトル					1 回/月	
	空き缶					4 回/年	
	缶以外のカナモノ（小型家電含む）					3 回/年	燃やせないごみ 兼用指定袋
	有害物	蛍光灯 乾電池・水銀体温計				4 回/年	
	埋立ごみ						
資源物	紙類	ダンボール 新聞・チラシ 紙パック 雑誌・雑がみ（その他の紙）	一般生活系ごみ	民間業者委託（3社）	ごみステーション	2 回/月	紐で十字に結ぶ 雑がみは紙袋もしくは透明または半透明袋
	布類						透明または半透明袋
	リターナブルびん	一升びん ビールびん					そのままか透明または半透明袋
	発泡スチロール						透明または半透明袋
	プラスチック製容器包装						透明または半透明袋

中間処理計画

日田市清掃センターでのごみ処理を継続しながら、新施設の整備を推進する。

可燃ごみ（生ごみを含む）、不燃ごみ（空き缶、缶以外のカナモノ（小型家電を含む）、びん・ペットボトル、有害物）及び資源物（紙類、布類、リターナブルびん、発泡スチロール）を長期に亘って安定的にかつ適正に処理または資源化する新たな中間処理施設の整備を推進する。

将来的な中間処理の方法等		処理施設	処理方法
可燃ごみ		焼却施設	焼却
不燃ごみ		リサイクルセンター	選別・圧縮・梱包
資源物	紙類	—	民間業者への委託処理
	布類	—	民間業者への委託処理
	リターナブルびん	—	民間業者への委託処理
	発泡スチロール	—	民間業者への委託処理
生ごみ	～令和 8 年度	バイオマス資源化センター	メタン発酵
	令和 9 年度～	焼却施設	焼却

最終処分計画

令和 11 年度以降新清掃センターが稼働開始することに伴い、焼却残渣の一部資源化を開始する。また、現在焼却に伴って生じる飛灰はセメント固化処理を行っているが、新清掃センターではセメント固化処理を行わず、薬剤処理を行うこととなる。

目標達成時の日田市清掃センター最終処分場の残余容量は、計画目標年度である令和 16 年度において $6,584\text{m}^3$ と見込まれ、埋立率は 94.2% と、埋立容量が減少していることから、次期最終処分場の整備を検討する。

その他ごみ処理に関し必要な事項

特別管理一般廃棄物の適正処理

ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用した部品

PCBを使用した廃エアコンディショナー等については、家電リサイクル法に則り処理されている。これらは、「生活系ごみの分け方・出し方」等により、今後も販売店や専門業者等での引取りを促進し、適正処理の徹底を図るものとする。

ばいじん

現在、焼却処理により発生した、ばいじんはセメント固化処理その後埋立処理をしているが、令和11年度以降新清掃センター稼働開始後は、キレート等の薬剤処理をしたのちに埋立処理をすることとする。

感染性一般廃棄物

医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）に従い、適正処理を推進する。なお、在宅医療に伴い発生する感染性一般廃棄物については、適正処理を推進するとともに、その他の在宅医療廃棄物の処理方法についても市民への啓発を行う。

適正処理困難物の適正処理

本市で取り扱いきかないもの（適正処理困難物）は、「家庭ごみの分け方・出し方」等により、購入店・販売店・専門業者に相談して適正に処理を行うことを市民や事業者に指導する。

不法投棄対策

環境パトロールによる定期的な巡回監視、警察署や保健所との連携、市民からの通報等による監視体制を継続し、ごみの不法投棄の未然防止及び適正処理に努める。

災害廃棄物対策

本市では、平成29年3月に「日田市災害廃棄物処理計画」を策定したが、今後発生が想定される大規模な地震災害や風水害への備え、「災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成30年3月、環境省）」や「大分県災害廃棄物処理計画（改訂版）（令和2年3月、大分県）」を踏まえ、令和6年度に計画の改訂を行った。

今後は、当該計画に基づき、平時から、災害対応拠点の視点からの施設整備や関係機関・団体との連携体制の構築、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、非常災害時にも対応できる強靭な廃棄物処理体制の整備を図る。

食品ロス削減推進計画

食品ロスとは

食品ロスとは、食品廃棄物から不可食部（＝「調理くず」（野菜・果物の皮、肉・魚の骨など））を除いた、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことであり、発生要因ごとに「直接廃棄（手付かず食品）」「過剰除去」「食べ残し」の3つに分類される。

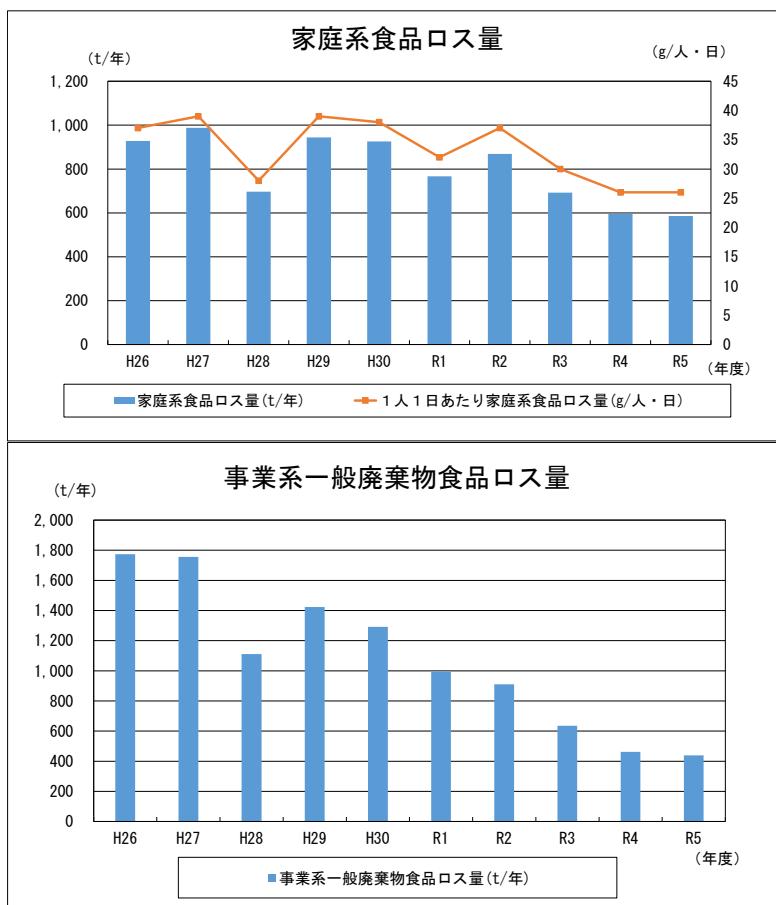
令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和2年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、地域の特性を踏まえた食品ロス削減の取組を推進していくために、都道府県及び市町村は食品ロス削減推進計画を策定するよう努めなければならないとされている。

本計画は「一般廃棄物処理基本計画」の一部であることを踏まえ、その適用範囲は、家庭から生じる食品ロスである「家庭系食品ロス」と、事業所から生じるものの中、一般廃棄物に区分される食品ロスである「事業系一般廃棄物食品ロス」とする。

食品ロスの現状

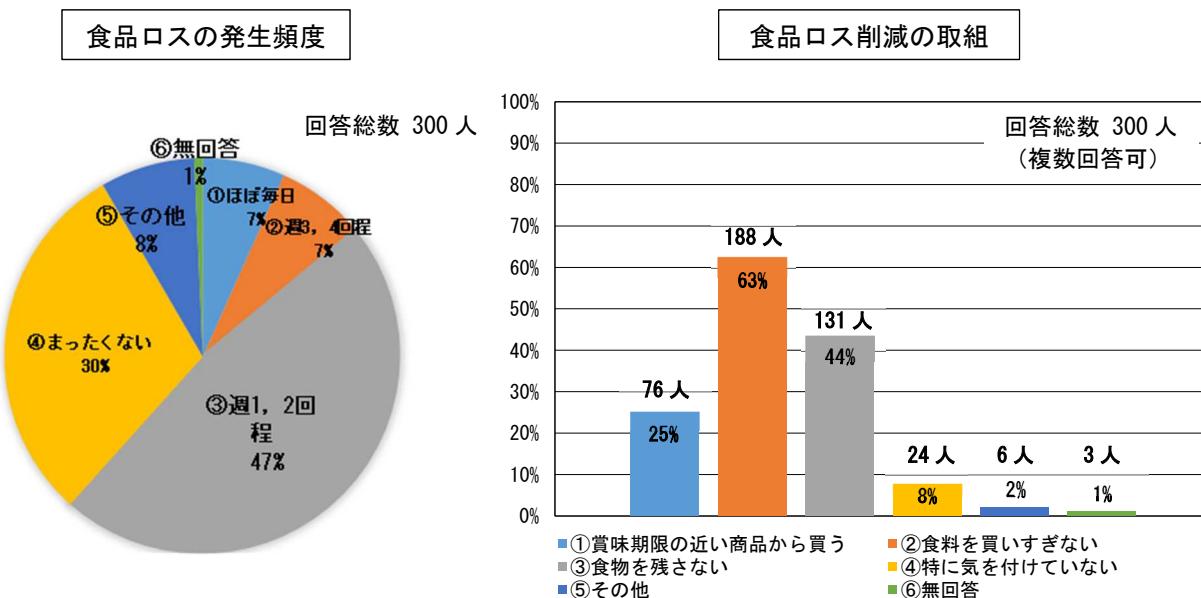
食品ロス量は、国及び大分県による推計方法を踏まえつつ、生ごみの分別収集を実施している本市の現状を鑑み、本市独自の推計方法で推計を行った。

令和5年度の家庭系食品ロス量は586t/年、1人1日当たりの家庭系食品ロス量は26g/人・日、令和5年度の事業系一般廃棄物食品ロス量は439t/年と推計された。



アンケート調査結果

令和4年度に、日田市消費者団体連絡協議会と共に、イベントに来場した日田市内在住の消費者300人を対象に実施したアンケート調査結果のうち、食品ロス削減に関する事項を以下に示す。家庭において食品ロスが発生する頻度は「週1、2回程」が最も多く、家庭において食品ロス削減のために気を付けていることは「食料を買いすぎない」が最も多くなっている。



食品ロスの課題

家庭系食品ロス

本市の家庭系食品ロス量は、年々減少傾向で推移している。

アンケート調査からは、家庭において週1、2回の頻度で食品ロスが発生している家庭が多い。家庭系食品ロスが発生する要因としては、料理の作り過ぎによる食べ残しや、同じものを買ってしまうことなどにより消費・賞味期限切れ等の手付かず食品が生じていることなどが考えられる。

一方、各家庭において「食料を買いすぎない」「食物を残さない」「賞味期限の近い商品から買う」等といった食品ロス削減の取組が行われていることも確認されている。こういった取組をより推進するためにも、食品ロスの現状や削減による効果、市民が日常生活において食品ロスを減らすための行動等について市報や市のホームページ等を通じて啓発を行う必要がある。

事業系一般廃棄物食品ロス

本市の事業系一般廃棄物食品ロス量は、年々減少傾向で推移している。

各事業所で削減に向けた取組が行われていると考えられるが、業種別にどのような食品ロスがどれくらい発生しているか、その実態が把握できていない点が課題として挙げられる。

事業系一般廃棄物食品ロスの発生状況・発生要因等を踏まえて施策のターゲットを定め、各事業所において食品ロスを削減する行動を積極的に推し進めていく必要がある。

食品ロス削減推進計画

基本理念

【食品ロス削減推進計画の基本理念】
市民、事業者、市が協力した循環型社会の構築

数値目標

国は、家庭系食品ロス量を平成 12 年度比で令和 12 年度までに半減、事業系食品ロス量を平成 12 年度比で令和 12 年度までに 60% 削減することを目標としている。一方、本市の令和 5 年度の家庭系食品ロス量及び事業系一般廃棄物食品ロス量は、ともに令和 12 年度の国の削減目標値を大きく上回り、すでに目標を達成している状況にある。

食品ロス削減推進計画においては、令和 5 年度の現状の水準を基準とし、計画目標年度（令和 16 年度）に向けて、さらに食品ロス削減に向けた各種取組を強化・拡充することにより、より一層の削減を図ることとする。

計画目標年度（令和 16 年度）における目標値は、家庭系食品ロス量は 500t/年（令和 5 年度比で 15% 減）、事業系一般廃棄物食品ロス量は 400t/年（令和 5 年度比で 9% 減）と設定する。

項目	単位	H12(2000)	R5(2023)	R16(2034)
		実績値	実績値	目標値
家庭系食品ロス量	t/年	2,329	586	500
事業系一般廃棄物食品ロス量	t/年	1,466	439	400
食品ロス量合計	t/年	3,795	1,025	900

※國の方針に基づき、平成 12 年度に対し令和 12 年度までに、家庭系食品ロス量を半減、事業系一般廃棄物食品ロス量を 60% 削減させた場合の各食品ロス量

：家庭系食品ロス量：1,165t/年、事業系一般廃棄物食品ロス量：586t/年

施策の方向性

本市では食品ロス削減のために以下の施策を実施する。

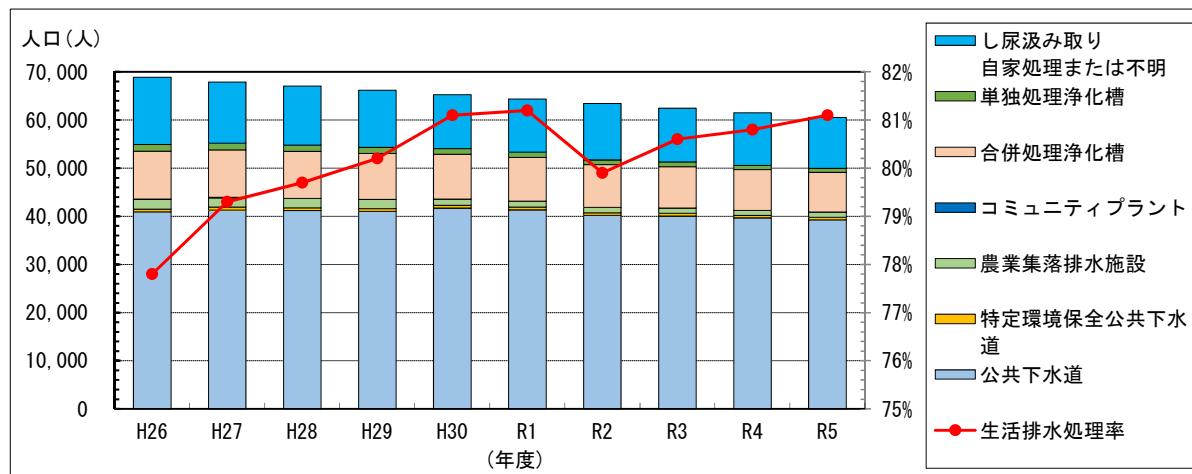
基本方針	取組番号	施策内容
①食品ロスの発生抑制	1	食品ロスの実態把握
	2	食品ロスに関する情報発信と普及啓発
	3	事業者による食品ロス削減の取組の推進
	4	未利用食品などの有効活用の推進

生活排水処理基本計画

生活排水処理の現状

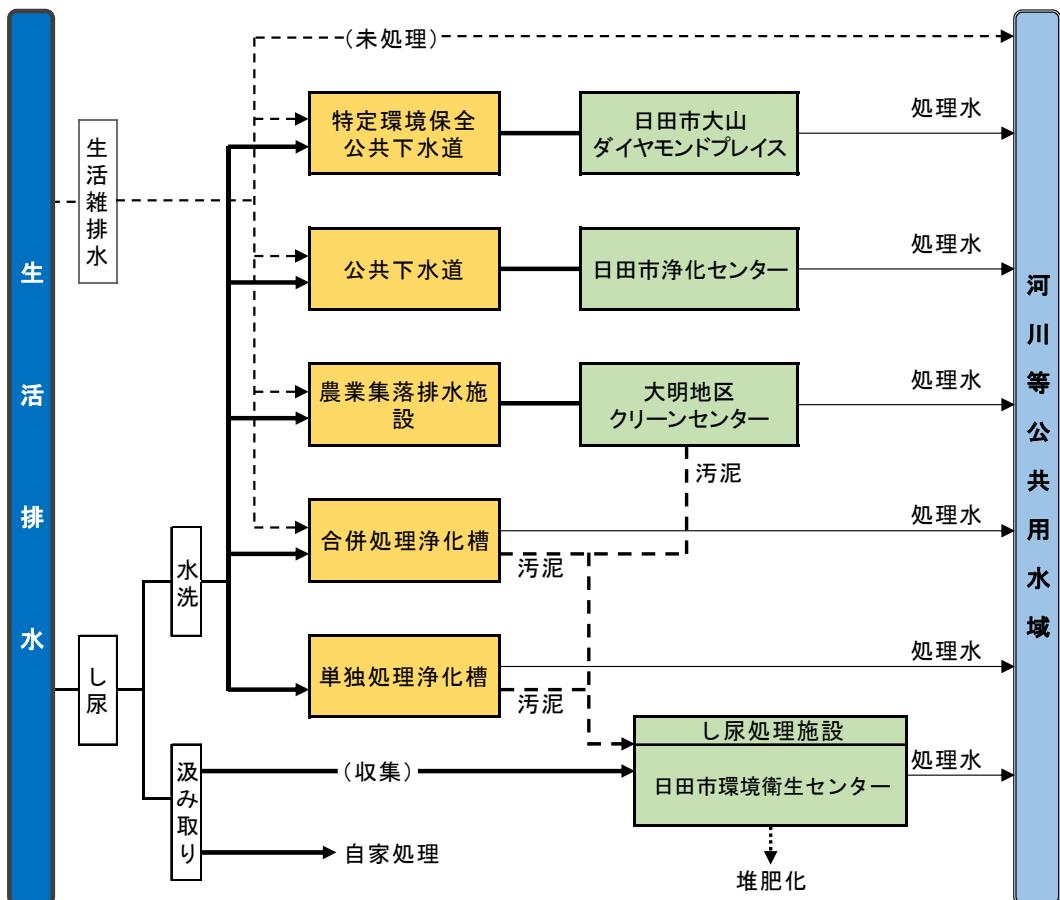
処理形態別人口

生活排水処理率は、令和元年度までは上昇傾向にあったが、令和2年度に公共下水道人口の算定方法の見直しを行ったため一旦減少し、以降は微増傾向で推移している。



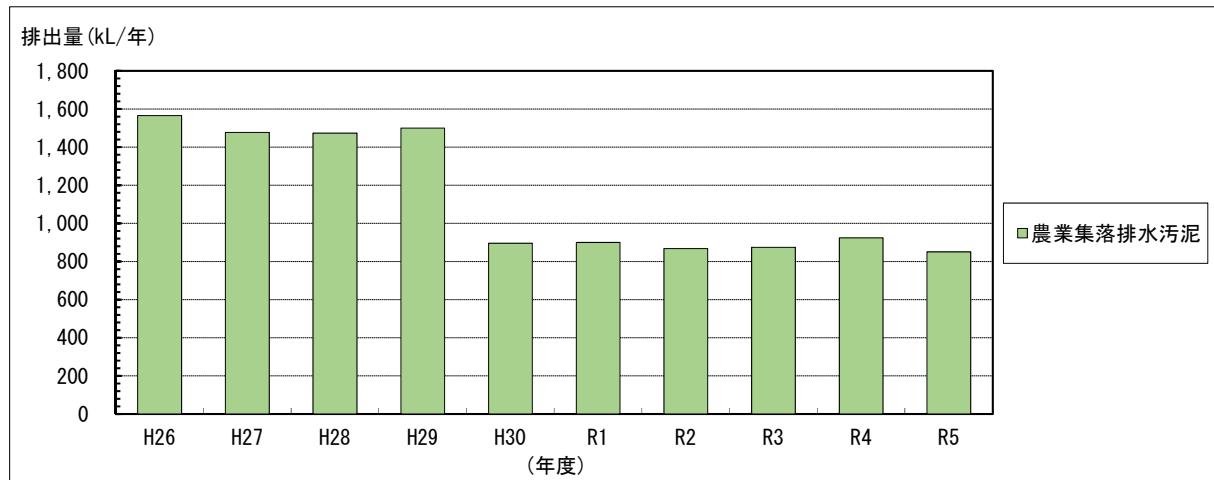
生活排水処理体系

本市の生活排水処理体系は以下のとおりである。



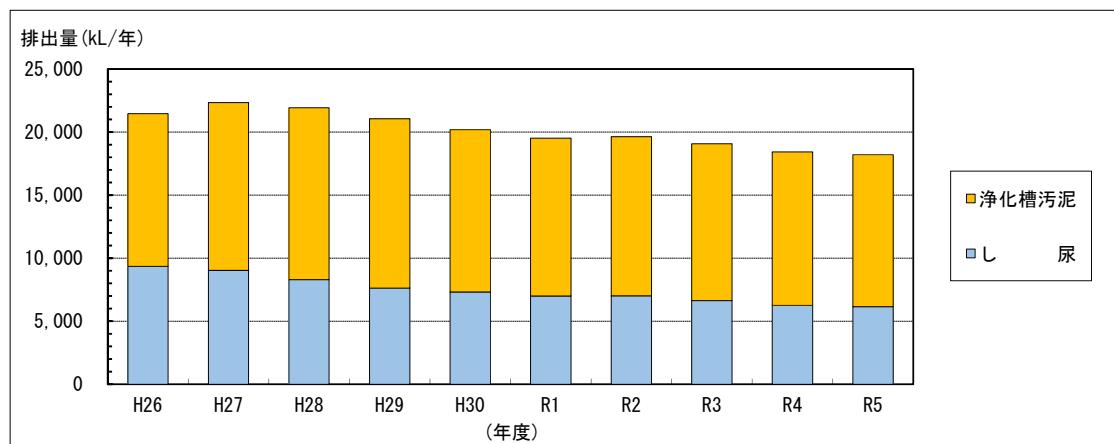
農業集落排水汚泥の排出量

農業集落排水汚泥排出量は、平成 30 年度に三ノ宮地区を公共下水管へ切り替えたことにより減少し、令和 5 年度には 850kL/年となっている。



し尿及び浄化槽汚泥の排出量

人口減少や公共下水道等への切り替えにより、し尿の排出量は減少傾向、浄化槽汚泥（農業集落排水汚泥を含む）の排出量は平成 28 年度をピークに減少傾向で推移しており、令和 5 年度のし尿排出量は 6,144kL/年、浄化槽汚泥排出量は 12,060kL/年となっている。



生活排水処理の課題

課題 1 生活排水処理の推進

し尿及び浄化槽汚泥は、公共下水道又はし尿処理施設等で適正に処理している。しかし、生活雑排水は、人口の約19%にあたる11,449人が未処理のまま公共用水域に放流している。

前回計画では、計画目標年度（令和8年度）における生活排水処理率を94%以上とすることを目標としていたが、令和5年度の生活排水処理率は81.1%で、目標達成は困難な見込みである。

したがって、今後、合併処理浄化槽の普及推進等更なる生活排水処理率の向上に努める必要がある。

課題 2 老朽化対策

公共下水道では老朽化に伴う埼玉県での流域下水管の損壊による道路陥没並びに人身事故発生により長期間の事故対策が行われた。下水管等の老朽化対策は喫緊の課題であり、国土交通省も先の事故から調査実施や優先順位等を示し調査対策を推進している。本市の公共下水道は供用開始から40年以上経過しており、今後は農業集落排水施設も含めた管渠等施設の老朽化に伴う点検調査の実施と改築更新を計画的に行うことが必要である。

課題 3 合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の適正な維持管理の推進

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の法定検査の受検・適正な維持管理については、県と連携しながら法定検査受験指導と維持管理が不適正と判断される設置者に対する指導体制の強化を進めが必要がある。

課題 4 中間処理効率化の推進

生活排水処理事業の経営環境は、人口の減少や、処理に必要となる薬品・燃料費などの価格の高騰、職員の減少に伴う執行体制の脆弱化に加え、合併処理浄化槽等の普及によるし尿処理手数料をはじめとした、総体的な処理量の減少による充当率の低下など、年々厳しさを増している。

そのため、これまで農業集落排水施設やコミュニティプラントを公共下水道に切り替えるなど、処理の共同化による経費の低減等に取り組んできたところであり、今後においても同様の水処理を行う日田市環境衛生センター（し尿処理施設）及び日田市浄化センター（下水道施設）のより効率的で安定的な中間処理を進めていく必要がある。

生活排水処理の目標数値

目標 生活排水処理率を88%以上にする。

今後、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及を中心とした生活排水処理を進めるものとし、計画目標年度（令和16年度）において生活排水処理率を88%以上とすることを目標とする。

基本理念

本計画の基本理念は、「第3次日田市環境基本計画（令和6年3月改訂版）」において掲げられている基本理念のひとつである以下のとおりとする。

【本計画の基本理念】

「水」と「緑」の再生による「水郷ひた」の創造

基本方針

生活排水処理に係る課題の解決及び目標達成の実現を図るため、以下のとおり基本方針を設定した。

基本方針① 生活排水処理の推進

現在未処理のまま、公共用水域に放流されている一部の生活雑排水を適正に処理するため、集合処理区域については公共下水道及び農業集落排水施設への接続を促進し水洗化率の向上を目指す。

また、集合処理区域を除く区域については、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図るため浄化槽設置補助事業の利用を促し、単独処理浄化槽人口及びし尿汲み取り人口等を削減することで、生活排水処理率の向上を図る。

基本方針② 老朽化対策

公共下水道の管渠等施設については、ストックマネジメント計画に基づき順次点検・調査を行い、施設の劣化状況を把握し、リスク評価を行った上で優先順位をつけて適切な時期に改築更新を実施する。

また、農業集落排水施設についても、今後、適切な時期にストックマネジメント計画を策定し、施設の維持管理に努めていく。

基本方針③ 合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の適正な維持管理の推進

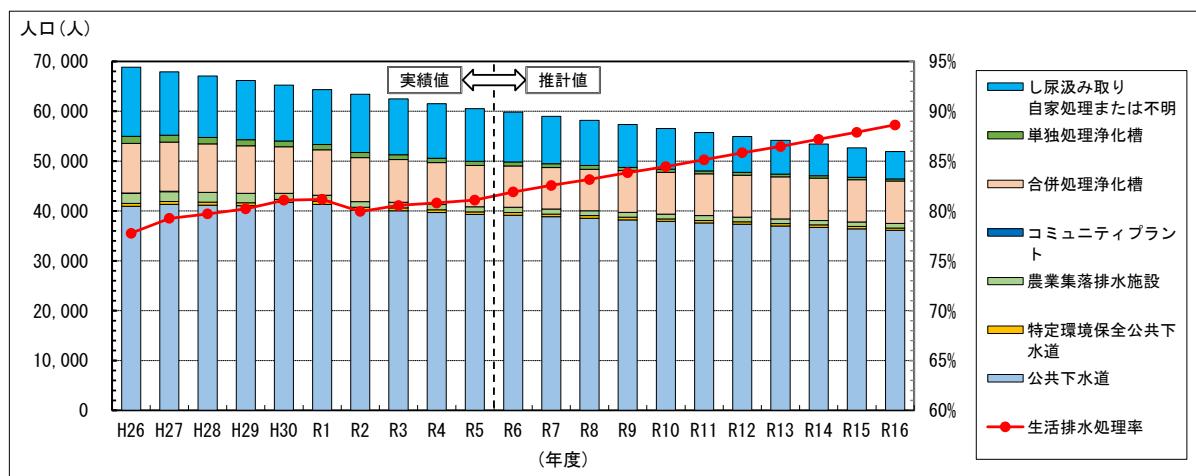
県と連携しながら、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の法定検査受検指導と維持管理が不適正と判断される設置者に対する指導体制の強化を進める。

基本方針④ 中間処理効率化の推進

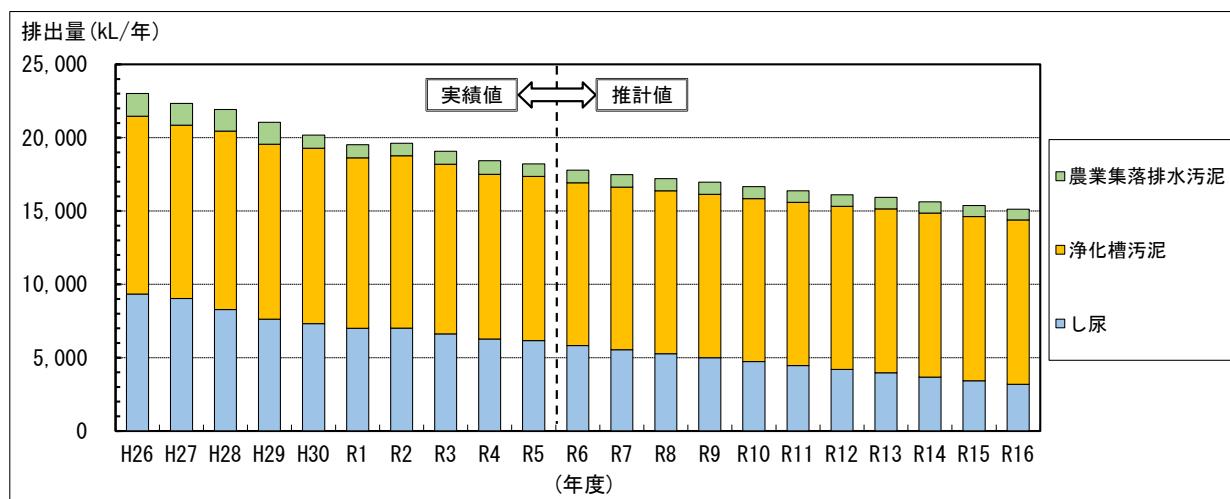
これまでの地域資源リサイクルシステム構築の検討にあたって、日田市環境衛生センターに搬入されるし尿・浄化槽汚泥の一部を日田市浄化センターで処理する実証試験（令和3年10月～）を行った結果、日田市浄化センターの処理において、公共用水域への放流水質等に与える影響は無いことが確認できたことから、両施設の効率的で安定的な中間処理が総合的に推進できるよう、令和9年度を目指して日田市環境衛生センター及び日田市浄化センターの処理機能の共同化を進める。

生活排水の将来予測

公共下水道の普及及び合併処理浄化槽設置の増加により生活排水未処理人口は減少し、令和 16 年度の計画目標年度には、生活排水処理率が 88.6%になると見込まれる。



また、し尿排出量及び農業集落排水汚泥排出量は減少傾向、浄化槽汚泥排出量は横這い傾向で推移すると見込まれ、全体では減少傾向で推移すると見込まれる。



し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

収集・運搬計画

公衆衛生に配慮し、市民サービスが低下することのないよう対応することを基本方針とする。

収集形態は、し尿は委託収集、浄化槽汚泥は許可収集とする。

中間処理計画

し尿及び浄化槽汚泥は、日田市環境衛生センターにおいて適正処理を行う。今後は、中間処理の効率化を図るため日田市環境衛生センターと日田市浄化センターの水処理の共同化を進める。

中間処理後の汚泥は脱水後、一部コンポスト化する。

最終処分計画

し渣は焼却処理し、沈砂は最終処分する。

災害時のし尿処理に係る計画

発災時においては、避難所の仮設トイレに排出されるし尿のみならず、通常のし尿の処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要となる。

本市では、「日田市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時に避難所の仮設トイレに排出されるし尿の処理事業の実施に加え、通常のし尿処理事業の継続性を確保するものとする。

その他(市民に対する広報・啓発活動)

- 公共下水道施設等への汚濁負荷削減対策のため、廃食油の適正処理などについて、市ホームページやSNS、広報誌等を活用し情報発信を行う。
- 市ホームページやSNS、広報誌等により、合併処理浄化槽の設置、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の法定検査の受検・適正な維持管理を呼び掛ける。
- 市民を対象とした合併処理浄化槽の普及促進説明会を開催する。
- 子ども環境先進地視察の実施等により、環境教育を推進する。
- アンケート等による意識調査を実施する。